

横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱

制 定 平成 28 年 9 月 26 日
改 正 令和元年 8 月 26 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）に定めるところにより、横浜市南西部農業委員会（以下「委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱するための手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(委嘱までの手続き)

- 第 2 条 委員会は、推進委員の委嘱においては、別表に定める区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集を行うものとする。
- 委員会は、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者のうちから、別に定める基準により候補者を選定し、法第 18 条第 2 項の規定に基づき条例で定めた定数に相当する数の者を委嘱するものとする。
 - 候補者の選定は、あらかじめ総会の承認を得て、会長、会長職務代理者その他会長が指名する農業委員の合議（以下「選定委員会」という。）によって行うことができるものとする。

(推薦の求め及び募集)

- 第 3 条 委員会は、前条第 1 項の規定による推薦をし、又は同項の規定による募集に応募しようとする者に対しては、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号。以下「省令」という。）第 11 条第 1 項に規定する事項を記載した書類（以下「申込書」という。）のほか、当該推薦をする者（個人に限る。）及び当該推薦を受ける者又は当該応募しようとする者の住民票（申込書を提出する日前 3 月以内に発行されたもので本籍地の記載があり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号の記載がないものに限る。以下「添付書類」という。）の提出を求めるものとする。
- 申込書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。
 - 前項の規定による推薦をする者が個人である場合 第 1 号様式
 - 前項の規定による推薦をする者が法人又は団体である場合 第 2 号様式
 - 前項の規定による募集に応募する場合 第 3 号様式
 - 推薦をする者及び推薦を受けた者又は応募した者は、第 1 項の規定により提出した内容に変更が生じたときには、速やかに委員会事務局にその旨を報告するものとする。
 - 委員会は、申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）を郵送又は持参により委員会事務局に提出するよう求めるものとする。
 - 横浜市農業委員会連合会事務局を経由して委員会事務局に申込書等が提出された場合においては、横浜市農業委員会連合会事務局に申込書等が到達した日を委員会事務局に申込書等が提出された日とみなす。
 - 委員会は、推薦の求め及び募集をするときは、環境創造局のホームページにおいて、次に掲げる事項を公表するものとする。
 - 推薦の求め及び募集をする人数及び区域
 - 推進委員に委嘱された場合の委嘱期間、身分、職務の内容及び報酬の額
 - 推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格

- (4) 申込書等の提出方法及び募集（受付）期間
- (5) その他推薦の求め及び募集に関し必要な事項

（推薦及び募集状況の公表）

第4条 省令第12条各号に定める公表は、環境創造局のホームページ等を利用して行うものとする。

（選定委員会）

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、選定委員会の委員の中から総会において選任する。
- 3 選定委員会の招集及び進行は、委員長が行う。
- 4 選定委員会は、候補者の選定を行うときは、あらかじめ選定の基準を定めなければならない。
- 5 選定委員会を構成する農業委員が第2条第1項に規定する推薦を受け、又は同項に規定する募集に応募した場合は、当該農業委員は合議に加わることはできないものとする。
- 6 委員長は、第4項に規定する基準を定めたとき及び候補者の選定をしたときは、総会に報告するものとする。
- 7 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（推進委員の補充）

第6条 推進委員について、解嘱、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この要綱に定めるところにより、速やかに推進委員の補充に努めるものとする。

（推進委員の報酬の額）

第7条 推進委員の受ける報酬の額は、月額34,000円とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員の委嘱に関して必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成28年9月26日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

区域名	担当区域	人数
第1区	西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区	3人
第2区	戸塚区、栄区、泉区	6人
第3区	瀬谷区	2人

第1号様式（第3条第2項第1号関係）

（宛先）横浜市南西部農業委員会

年 月 日

農地利用最適化推進委員 推薦申込書（個人用）

1 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな		性別	年齢
氏名			歳 (記入日時点)
住所	〒 ー		
電話番号	() ー	職業	<input type="checkbox"/> 農業（兼業を含む） <input type="checkbox"/> 農業以外（具体的に：)
経歴	年月日	職名・役職名等	
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○をし、()内に具体的な作目を記入してください。	水稲 野菜 果樹 花き 植木 畜産 その他 主要な作目 ()	
	耕作面積	アール	
推薦する区域 ※該当する区域にチェックを入れてください。（複数選択可）	<input type="checkbox"/> 第1区（西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区） <input type="checkbox"/> 第2区（戸塚区、栄区、泉区） <input type="checkbox"/> 第3区（瀬谷区）		

2 推薦者

ふりがな		性別	年齢
氏名	2名以上の場合は、別紙①の用紙に追加してください。		歳 (記入日時点)
住所	〒 —		
電話番号	() —	職業	
推薦する理由 (150字程度)			
被推薦者について、農業委員に推薦しているか否か	<input type="checkbox"/> 推薦している <input type="checkbox"/> 推薦していない		
横浜市南西部農業委員会 私は、横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の定めを理解し、被推薦者を農地利用最適化推進委員として推薦します。 <div style="text-align: right;"> 年 月 日 氏名 印 </div>			

3 被推薦者（推薦を受ける者）の抱負・同意

抱負・ 推薦を 受ける 理由 (150字 程度)	
<p>横浜市南西部農業委員会</p> <p>私は、横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の定めを理解し、農地利用最適化推進委員の推薦を受けること、また、農業委員会に関する法律第18条第4項に該当しておらず、そのことについて委員会が関係機関に確認を行うことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

※農業委員会に関する法律施行規則の規定に基づき、被推薦者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況並びに推薦をする者の氏名、職業、年齢及び性別は、公表されます。

※農業委員会に関する法律第18条第4項

第8条第4項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

※農業委員会に関する法律第8条第4項

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

添付書類：推薦者及び被推薦者（推薦を受ける者）の住民票

※住民票は、次の要件を満たしているものを添付してください。

- ・ 提出日前3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍地が記載されているもの
- ・ マイナンバーが記載されていないもの

別紙① 推薦する者の追加用紙（2名以上の場合）

推薦をする者（個人の場合）について記載してください。

※自ら応募する場合は、不要。

	氏 名	住 所	性別	年 齢	職業
2	印			歳	
3	印			歳	
4	印			歳	
5	印			歳	
6	印			歳	
7	印			歳	
8	印			歳	
9	印			歳	
10	印			歳	

第2号様式（第3条第2項第2号関係）

（宛先）横浜市南西部農業委員会

年 月 日

農地利用最適化推進委員 推薦申込書（団体用）

1 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな		性別	年齢
氏名			歳 (記入日時点)
住所	〒 —		
電話番号	() —	職業	<input type="checkbox"/> 農業（兼業を含む） <input type="checkbox"/> 農業以外（具体的に：)
経歴	年月日	職名・役職名等	
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○をし、()内に具体的な作目を記入してください。	水稲 野菜 果樹 花き 植木 畜産 その他 主要な作目 ()	
	耕作面積	アール	
推薦する区域 ※該当する区域にチェックを入れてください。（複数選択可）	<input type="checkbox"/> 第1区（西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区） <input type="checkbox"/> 第2区（戸塚区、栄区、泉区） <input type="checkbox"/> 第3区（瀬谷区）		

2 推薦者

ふりがな		ふりがな	
団体名称		代表者又は 管理者の氏名	
主たる事務所の 所在地	〒 —		
電話番号	() —		
目的			
構成員の人数	人		
構成員たる資格			
推薦する理由 (150字程度)			
被推薦者について、農業委員に推薦 しているか否か	<input type="checkbox"/> 推薦している <input type="checkbox"/> 推薦していない		
横浜市南西部農業委員会 私は、横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の定めを 理解し、被推薦者を農地利用最適化推進委員として推薦します。			
			年 月 日
			印
			団体名
			代表者氏名

3 被推薦者（推薦を受ける者）の抱負・同意

抱負・ 推薦を 受ける 理 由 (150 字 程度)	
<p>横浜市南西部農業委員会</p> <p>私は、横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の定めを理解し、農地利用最適化推進委員の推薦を受けること、また、農業委員会に関する法律第 18 条第 4 項に該当しておらず、そのことについて委員会が関係機関に確認を行うことに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏名 印</p>	

※農業委員会に関する法律施行規則の規定に基づき、被推薦者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況並びに推薦をする者の名称、目的、代表者又は管理者の氏名、構成員の数及び構成員たる資格その他の当該推薦する者の性格を明らかにする事項は、公表されます。

※農業委員会に関する法律第 18 条第 4 項

第 8 条第 4 項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

※農業委員会に関する法律第 8 条第 4 項

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

添付書類：被推薦者（推薦を受ける者）の住民票

※住民票は、次の要件を満たしているものを添付してください。

- ・ 提出日前 3 か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍地が記載されているもの
- ・ マイナンバーが記載されていないもの

第3号様式（第3条第2項第3号関係）

（宛先）横浜市南西部農業委員会

年 月 日

農地利用最適化推進委員 応募申込書

ふりがな		性別	年齢
氏名			歳 (記入日時点)
住所	〒 -		
電話番号	() -	職業	<input type="checkbox"/> 農業（兼業を含む） <input type="checkbox"/> 農業以外（具体的に：)
経歴	年月日	職名・役職名等	
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○をし、()内に具体的な作目を記入してください。	水稻 野菜 果樹 花き 植木 畜産 その他 主要な作目 ()	
	耕作面積	アール	
応募する区域 ※該当する区域にチェックを入れてください。（複数選択可）	<input type="checkbox"/> 第1区（西区、中区、南区、港南区、磯子区、金沢区） <input type="checkbox"/> 第2区（戸塚区、栄区、泉区） <input type="checkbox"/> 第3区（瀬谷区）		
農業委員にも応募しているか否か	<input type="checkbox"/> 応募している <input type="checkbox"/> 応募していない		

応募の理由
(150字程度)

横浜市南西部農業委員会

私は、横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の定めを理解し、農地利用最適化推進委員に応募します。

また、私は、農業委員会に関する法律第18条第4項に該当しておらず、そのことについて委員会が関係機関に確認を行うことに同意します。

年 月 日
氏名 印

※農業委員会に関する法律施行規則の規定に基づき、応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況は、公表されます。

※農業委員会に関する法律第18条第4項

第8条第4項各号のいずれかに該当する者は、推進委員となることができない。

※農業委員会に関する法律第8条第4項

次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

添付書類：応募者の住民票

※住民票は、次の要件を満たしているものを添付してください。

- ・提出日前3か月以内に発行されたもの
- ・本籍地が記載されているもの
- ・マイナンバーが記載されていないもの